

賛助会員規程

制定 1995 年 07 月 01 日
改正 2001 年 04 月 01 日
改正 2002 年 03 月 25 日
改正 2005 年 03 月 22 日
改正 2011 年 06 月 07 日
改正 2014 年 12 月 19 日
改正 2017 年 03 月 09 日
改正 2018 年 03 月 05 日
改正 2025 年 3 月 7 日

(目的)

第 1 条 この規程は、一般財団法人家電製品協会（以下「協会」という。）定款第 60 条第 4 項の規定に基づき、協会の賛助会員及び賛助会費について必要な事項を定める。

(種別)

第 2 条 賛助会員は、次の 3 種類とする。

- (1) 協会の全ての事業に協力する賛助会員（以下「A 会員」という。）
- (2) 専ら家電製品 P L センター事業に協力する賛助会員（以下「B 会員」という。）
- (3) 協会の目的に賛同し、協会の運営を支援する賛助会員（以下「C 会員」という。）

(対象事業者)

第 3 条 協会の賛助会員対象事業者は次の通りとする。

(1) A 会員

協会の目的に賛同し、その事業に協力する事業者又は団体（以下「事業者等」という。）であって、次の各号のいずれかに該当し、かつ、別に定める賛助会費を納める事業者等とする。

- ① 国内及び国外に製造工場を有し、国内で販売する製造販売事業者又は製造事業者団体
- ② 国外に製造工場を有し、製品を国内において販売する事業者
- ③ 国内又は国外の製造事業者に製造を委託し、その製品について国内において自己又は委託先の商標・名称を表示して販売する事業者

④ 製品を輸入し、国内で販売する事業者

⑤ 製品を輸入し、専ら国内の販売事業者の販売する事業者

(2) B会員

家電製品P Lセンター事業に協力する団体(家電製品P Lセンター業務規程第5条に規定する対象製品に係る団体をいう。以下この項において同じ。)であって、かつ、別に定める賛助会費を納める団体とする。

(3) C会員

協会の目的、事業に賛同して協会の活動に協力するA会員・B会員以外の事業者等であって、かつ、別に定める賛助会費を納める事業者等とする。

(入会)

第4条 協会の賛助会員になろうとする事業者等は、所定の入会申込書を協会に提出し、運営委員会の審議を経て専務理事の承認を得なければならない。入会の承認を得た事業者等は、その結果を理事会に報告されるものとする。

(賛助会費)

第5条 賛助会費は、定款第60条第4項の規定に基づき、理事会が定める賛助会費に関する規程(以下「会費規程」という。)によるものとする。

第6条 賛助会員は、賛助会費を毎事業年度、協会に納入するものとする。

2 A会員・B会員の賛助会費の納入は原則年2回とし、当該事業年度の4月末日及び10月末日までに納入するものとする。また、C会員の賛助会費の納入は原則年1回とし、当該事業年度の4月末日までに納入するものとする。

3 事業年度開始後に入会した賛助会員の当該入会した事業年度に係る賛助会費は、会費規程の基準に基づき算出した賛助会費の額を十二で除し、これに当該入会した事業年度の残りの月数(入会した月を含む。)を乗じて計算した額(その額に千円未満の端数があるときは、これを四捨五入する。)とする。

4 事業年度開始後に入会した賛助会員は、前項の規定により算出した当該事業年度に係る賛助会費を、第2項の規定にかかわらず、入会后1月以内に納入するものとする。

(会員資格の譲渡禁止)

第7条 賛助会員である地位は、あらかじめ協会の承認を得ないで第三者に譲渡できな

いものとする。なお、承認の手続きは第4条を準用する。

(退会および賛助会員資格の喪失)

第8条 賛助会員、協会に所定の退会届を提出し、任意に退会することができる。

2 前項のほか、賛助会員が次の各号の一に該当するときは、その資格を喪失する。

- (1) 解散の決議をしたとき。
- (2) 破産手続開始の決定があったとき。
- (3) 会費が未納入で支払期限から6か月経過したとき。

(除名)

第9条 賛助会員が次の各号の一に該当するときは、運営委員会の審議を経て専務理事の決定より、これを除名することができる。

- (1) 定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 協会の名誉または信用を毀損する行為をしたとき。
- (3) 協会の目的に反する行為など賛助会員としてふさわしくない行為をしたとき。
- (4) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 前項により賛助会員を除名しようとする場合は、当該会員に対し、運営委員会の日から1週間前までにその旨を通知するとともに、除名の審議を行う運営委員会において、当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(会員資格の喪失に伴う権利及び義務)

第10条 賛助会員が第8条ないし第9条の規定によりその資格を喪失したときは、協会に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

2 協会は、賛助会員がその資格を喪失しても、既に納入した賛助会費その他の拠出金品は返還しない。

附 則 (2005年3月22日改正)

この改正は、2005年4月1日から施行する。

附 則 (2011年6月7日改正)

この改正は、協会が一般財団法人への移行の認可を受け、設立の登記をした日から施

行する。

附 則（2014 年 12 月 19 日改正）

この規程は、2014 年 12 月 19 日から施行する。

附 則（2017 年 3 月 9 日改正）

この規程は、2017 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（2018 年 3 月 5 日改正）

この規程は、2018 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（2025 年 3 月 7 日改正）

この規程は、2025 年 4 月 1 日から施行する。